

# あなたの経験

## 執行官の仕事に

## 活かしませんか

### ～ 執行官採用選考試験のお知らせ ～

#### 執行官とは？

執行官は、各地方裁判所に所属する**裁判所職員**です（裁判所法62条）。  
一定の**法律に関する実務経験**を有する方が、採用選考試験に合格することで執行官として採用されることとなります。

※「法律に関する実務」の具体的な内容については、**裁判所ウェブサイト(執行官採用選考試験)**をご覧ください。

#### 執行官の業務とは？

執行官の主な業務は**裁判の執行（裁判で決められた内容を実現すること）**です。

##### 不動産明渡し執行

家の明渡しを命じられた人が明け渡さない場合に、家財道具等を全て運び出し、明渡義務を負う人（債務者）を退去させたくて、明渡しを受ける権利を有する人（債権者）に引き渡す執行手続です。

##### 動産執行

金銭の支払いを命じられた人（債務者）が支払いをしない場合に、債務者の宝石、貴金属等の動産を差し押さえて売却し、その代金を貸主（債権者）への返済に充てる執行手続です。

##### 子の引渡し

子の引渡しを命じられた人（債務者）が子を引き渡さない場合に、債務者による子の監護を解いて、子の引渡しを受ける権利のある人（債権者）に引き渡す執行手続です。

そのほかにも次のような業務を取り扱います。

##### 現況調査・売却

借金を返さない人（債務者）の不動産を売却する（競売手続）ため、裁判所の命令に基づいて不動産の形状、占有関係などについて調査（現況調査）を行います。また、裁判所の指示に基づいて不動産の売却手続（入札手続等）を行います。

#### 執行官のやりがい



執行官は、一人一人が独立した司法機関として、自己の判断と責任において権限を行使します。

執行現場では難しい法律判断や臨機応変な現場対応等が必要なことも多く、それだけに適切に業務を遂行できた際の達成感は大きくなります。

法律知識、当事者への丁寧な対応、的確な判断や実行力が求められるため、常に研さんが必要になりますが、1件1件の業務の遂行が、裁判の実現を図るものであり、これが司法制度や社会秩序の安定に大きく貢献することにつながるため、非常にやりがいがある仕事です。

## 執行官になるには？

執行官採用選考試験を受験し、これに合格する必要があります。

- 1 選考資格  
法律に関する実務を経験した年数が通算して10年以上である者（性別不問）。  
（ただし、日本国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定に該当する者を除く。）
- 2 選考手続  
執行官の採用を予定している地方裁判所において、採用選考試験が実施されます。  
試験を実施する地方裁判所は、裁判所ウェブサイト（執行官採用選考試験）に掲載されています。  
試験の内容は法律知識などを測るもので、筆記試験（択一式・記述式）及び面接試験が実施されます。

### ○令和8年度執行官採用選考（第1回試験A選考）試験のスケジュールは次のとおりです。



採用選考試験の詳細については、**裁判所ウェブサイト（執行官採用選考試験）**または試験を実施する地方裁判所のウェブサイトに掲載される**受験案内**をご覧ください。

※ 第1回試験A選考の筆記試験合格者（最終合格者を除く）を対象に、筆記試験合格者が募集定員に満たなかった他の地方裁判所において面接試験（第1回試験B選考）が実施されることがあり、合格した場合には、同地方裁判所において採用される場合があります。

第1回試験B選考を実施する地方裁判所がある場合、**10月上旬頃に裁判所ウェブサイト（執行官採用選考試験）に掲載します**。詳細な日程等は試験を実施する地方裁判所のウェブサイトに掲載される**受験案内**をご覧ください。

※ 欠員や採用の状況により、**第2回試験**が実施される場合があります。

第2回試験を実施する地方裁判所がある場合、**12月上旬頃に裁判所ウェブサイト（執行官採用選考試験）に試験を実施する地方裁判所を掲載します**。詳細な日程等は試験を実施する地方裁判所のウェブサイトに掲載される**受験案内**をご覧ください。

## 採用選考試験に合格したら？

原則として**令和9年4月1日**付けで執行官として採用されます。

勤務地は、**採用された地方裁判所またはその支部**です。

※執行官は原則として**兼業や副業はできません**。

## 執行官の収入は？

執行官は国から給与を受けるのではなく、執行手続の利用者が納める**法令等で定められた基準に従った手数料等**を収入とします。

お問合せ先

最寄りの地方裁判所又は採用を希望する地方裁判所

裁判所ウェブサイト（執行官採用選考試験）

<https://www.courts.go.jp/saiyo/sikenjoho/shikkokan/index.html>

(別紙様式第1)

## 津地方裁判所

# 受 験 案 内

令和8年度

執行官採用選考

(第1回試験A選考)

### 1 日 程

#### (1) 受付期間・試験日等

受付期間	7月14日(火)～7月27日(月) (7月27日必着) ◎ 申込書は、簡易書留郵便で提出してください(持参可)。		
筆記試験	試験日時	8月14日(金) 択一式試験 (10:30～11:30) 論文式試験 (13:00～16:00)	
	試験場所	津地方裁判所 (又は、受験票で別途指定する場所)	
	試験種目	筆記試験(択一式)	憲法、執行官法、民事訴訟法、民事保全法及び刑法各2問、民法及び民事執行法各5問(全20問)
		筆記試験(論文式)	民法、民事訴訟法及び民事執行法各1問(全3問)
憲法、執行官法、民法、民事訴訟法、民事執行法、民事保全法及び刑法に関する理論、実務知識及びそれらの応用能力について、筆記試験を行います。論文式試験においては、六法の使用を認めます。 なお、裁判に関する事務を行うために必要とされる国家試験(後掲「注意事項」7参照)に合格した者等については、筆記試験の一部又は全部を免除されることがあり、該当者に対しては、免除の範囲等を別途通知します。 また、各試験の成績が一定の水準に達しないときは、不合格とすることがあります。			
面接試験	筆記試験の合格者に対し、 9月上旬までに試験日時等を通知します。		
	試験場所	津地方裁判所	

#### (2) 合格者発表

合格発表	選考合格者に対し、9月下旬までに通知します。
------	------------------------

### 2 選 考 資 格

法律に関する実務を経験した年数が通算して10年以上である者(男女不問)

\* 詳細については、別記参照

ただし、次に該当する者は、選考の対象から除く。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の規定に該当する者

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 等

### 3 採用予定日及び採用予定人員等

採用予定日	令和9年4月1日
採用予定裁判所	津地方裁判所（支部を含む。）
採用予定人員	1人程度

### 4 選考申込方法

選考申込方法	<p>次の応募書類に所要事項を記入し、津地方裁判所事務局総務課人事第一係宛てに簡易書留郵便で提出してください（持参可）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選考申込書（3か月以内に撮影した写真を貼ったもの）</li> <li>・選考資格に係る申告書</li> <li>・返信用封筒（郵便番号、住所、氏名を記載の上、110円切手を貼ったもの）</li> </ul> <p>* 選考申込書及び選考資格に係る申告書は、上記の係で交付しています。</p>
--------	--

#### 注意事項

- 1 選考資格に係る申告書を提出しない場合には、選考申込みを受け付けません。
- 2 選考資格に係る申告書の記載に不備がある場合、所定の期間内に補正をよう求め、この間に補正がなされないときは受験を認めないことがあります。
- 3 いかなる場合にも、提出された選考申込書、選考資格に係る申告書等は返還しません。
- 4 受験申込者に対して、所定の期間内に選考資格に係る証明書の提出を求めますが、この期間内に当該証明書が提出されない場合には、選考試験の受験を認めないこと又は選考試験の合格を取り消すことがあります。
- 5 論文式試験においては、判例又は解説のないもの1冊に限り六法の使用を認めます。ただし、書き込みや付せん、インデックスの貼付のあるものは使用を認めません（六法の貸出しはありません。）。
- 6 筆記試験及び面接試験の成績が一定の水準に達している者がいない場合には、全員不合格となる場合があります。
- 7 裁判に関する事務を行うために必要とされる国家試験とは、司法修習生考試、簡易裁判所判事選考試験、副検事選考試験、司法書士試験及び弁理士試験をいいます。
- 8 選考合格者には、必要に応じ、健康診断の受診を求めます（費用は自己負担）。

#### 執行官に採用されると……

職務内容	<p>執行官は、動産執行、不動産執行事件における現況調査、土地建物の明渡しの執行、保全処分の執行など民事訴訟法、民事執行法、民事保全法その他の法令において執行官が取り扱うべきものとされている事務等を行います（執行官法（昭和41年法律第111号）第1条参照）。</p> <p>執行官は、原則として1人で債務者の居宅や差押物件に赴き、これらの職務を各種法律に基づいて厳正に行います。</p>
収入	<p>執行官は、その職務の執行につき、手数料を受け、また職務の執行に要する費用の支払又は償還を受ける（執行官法第7条参照）ことができます。国庫から給与や諸手当が支給されることはありません。また、個人として国民健康保険に加入することになります。なお、執行官は、収入の中から自己の負担により事務員の人件費等の経費を支出することになります。</p>
退職	<p>当裁判所では、令和5年度より、満68歳で退職する扱いとなりました。</p>

#### \* 問合せ先

津地方裁判所事務局総務課人事第一係  
 〒514-8526 津市中央3番1号  
 (電話)059-226-4805 内線2532

(別記)

法律に関する実務について

- 1 次の実務は、「法律に関する実務」として扱われます。
  - (1) 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表（一）、同項第3号に規定する税務職俸給表、同項第4号イに規定する公安職俸給表（一）及び同項第4号ロに規定する公安職俸給表（二）の適用又は準用を受ける職員としての実務
  - (2) 弁護士、弁理士、司法書士又は不動産鑑定士としての実務
  - (3) 銀行、長期信用銀行、信用金庫、労働金庫又は信用協同組合における実務
  
- 2 1の実務を経験した年数が通算して10年以上である者以外の者については、その者の経歴、資格等に基づき、津地方裁判所執行官採用選考委員会が、法律に関する実務を経験した年数が通算して10年以上である者に該当するか否かを個別に審査します。
  
- 3 法律に関する実務の経験年数は、採用予定日を基準日として判定されます。